

福島ロボットテストフィールド浄化槽  
保守点検及び清掃業務委託 仕様書

1 目的

この仕様書は、福島ロボットテストフィールド（以下「RTF」という。）の環境の保全と施設の維持を図るため、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「甲」という。）が委託をして、受託者（以下「乙」という。）が行う業務の内容と要領を定める。

2 業務名称

福島ロボットテストフィールド浄化槽保守点検及び清掃業務

3 業務の履行

- (1) 乙は、本業務を行うに当たっては、浄化槽法及び環境省関係浄化槽法施行規則その他関係法令を遵守の上、適正に履行すること。
- (2) 乙は、本業務を行うに当たっては、製造業者の定める「維持管理要領書」を参照の上、適切に履行すること。また、維持管理に付随する各種機材の管理も行うこと。
- (3) 乙は甲の指示に基づき、後記5契約期間内において保守点検、清掃業務を法定回数実施すること。
- (4) 乙は、業務を実施したときは、「保守点検記録票」、「清掃記録票」を作成し、業務完了報告書とともに甲宛てに提出すること。また、浄化槽維持管理に付随する各種機材の設定変更があった場合、「各種機材取扱状況報告書」を作成し、甲宛てに提出すること。
- (5) 定期交換部品は、保守点検時に必要に応じて交換、補充を行うこと。
- (6) 業務実施においては、各施設における利用状況等考慮し、施設の管理運営に支障が生じないように、必要に応じて甲と実施の日時、作業内容等を調整すること。
- (7) 本作業の費用として処分・運搬等に係る一切の経費を含むこと。

4 対象浄化槽設置場所及び仕様

- (1) 福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番

(福島ロボットテストフィールド内)

ア 試験準備棟浄化槽

製造業者：株式会社クボタ

型 式：クボタ浄化槽 HCZ-14 型

(型式適合認定番号：型 01Cad0a0144386)

規 模：合併処理 14人槽

イ 研究棟浄化槽

製造業者：フジクリーン工業株式会社

型式：フジクリーンプラント PCNⅡ-150C 型

(型式適合認定番号：型 01Cad0a1034240)

規模：合併処理 150 人槽

ウ 滑走路附属格納庫浄化槽

製造業者：株式会社ダイキアクシス

型式：ダイキ浄化槽 DCX-14 型

(型式適合認定番号：型 01Cad0a 0144025)

規模：合併処理 14 人槽

エ 簡易計測室A浄化槽

製造業者：フジクリーン工業株式会社

型式：フジクリーン CA-5 型

(型式適合認定番号：型 01Cad0a0054326)

規模：合併処理 5 人槽

オ 簡易計測室B浄化槽

製造業者：フジクリーン工業株式会社

型式：フジクリーン CA-5 型

(型式適合認定番号：型 01Cad0a0054326)

規模：合併処理 5 人槽

カ 屋内水槽試験棟浄化槽

製造業者：大栄産業株式会社

型式：ダイエー浄化槽 FCX14C 型

(型式適合認定番号：型 01Cad0a0143744)

規模：合併処理 14 人槽

(2) 福島県双葉郡浪江町大字棚塩字東赤坂 8 9 番

(福島ロボットテストフィールド浪江滑走路)

ア 滑走路附属格納庫(浪江)浄化槽

製造業者：フジクリーン工業株式会社

型式：フジクリーン CA-14 型

(型式適合認定番号：型 01Cad0a0144412)

規模：合併処理 14 人槽

## 5 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 6 業務内容

乙は4に掲げる浄化槽について下表にさだめる回数の点検、数量回数の清掃を行うこと。

対象箇所	点検回数/年	清掃量	清掃回数/年
試験準備棟浄化槽	4	4.2m <sup>3</sup>	1
研究棟浄化槽	12	25.0m <sup>3</sup>	2
滑走路附属格納庫浄化槽	4	4.2m <sup>3</sup>	1
簡易計測室A浄化槽	4	1.5m <sup>3</sup>	1
簡易計測室B浄化槽	4	1.5m <sup>3</sup>	1
屋内水槽試験棟浄化槽	4	4.2m <sup>3</sup>	1
滑走路附属格納庫（浪江）浄化槽	4	4.2m <sup>3</sup>	1

## 7 一般的事項

本委託契約に関する一般的事項は次のとおりとする。

- (1) 乙は、業務の実施にあたり、常に傷害事故及び火災その他の事故が発生することのないよう十分に注意すること。
- (2) 乙は、作業中、常に清潔で利用者並びに甲の職員等に不快感を与えない、一定の作業衣等を着用すること。
- (3) 乙は、作業中における事故並びに甲の建物、設備機器及び備品等の破損防止に努めること。なお、作業中に事故の発生あるいは甲の建物、設備機器及び備品等を破損した場合は、乙が原形復旧し、その費用については乙が負担すること。
- (4) 乙は、業務の遂行において、利用者並びに甲の職員等に迷惑がかかることがないように努めること。
- (5) 乙は、業務の遂行に専念し、必要以外の場所に立ち入らないこと。
- (6) 作業に要する消耗品及び作業器材は、乙が用意すること。
- (7) 作業の結果生じる、使用済みの消耗品及び作業器材の部品等の廃棄物は、乙の責任により処分すること。
- (8) 乙は、受託業務の履行に当たり他の業務受託者と常に連携を取り、RTFの円滑な運営が可能となるように努めること。

## 8 業務管理

- (1) 乙は、本委託業務を遂行するにあたり、関係諸法令の基準に適合するよう業務を行

わなければならない。なお、平常時においても非常時に備えて的確に対処できる体制を整えておかなければならない。

(2) 施設のトラブル等の発生または発生が予知される場合には、速やかに甲に連絡通報し、その指示に従わなければならない。

#### 9 異常箇所の通報

乙は、事故等を未然に防止するため、RTF 内の諸施設に異常があることを発見した場合には、その都度甲に報告するとともに、その指示に従って対処し、その経過及び結果を報告しなければならない。

#### 10 その他

本仕様書に明記されていない事項または、疑義を生じた事項については、甲、乙双方において協議し定めるものとする。